

## 再考：幕末における金貨の大量流出

同志社大学 鹿野嘉昭

本報告では、幕末における金貨の大量流出問題について経済学の視点を加味して検討した。その結果、次のような従来にはない知見を導くことができた。

すなわち、第1に、金貨の流出は、洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚という同種同量の原則に基づく内外貨幣の交換価格設定だけでは生じ得ない。この交換価格は日本国内での金銀比価の国際水準との著しい乖離と相俟って金貨の流出を促す方向で作用したが、それはあくまでも必要条件であり、それだけで金貨は流出し得ない。修好通商条約において定められた金銀貨の輸出解禁が十分条件として働き、金貨の流出を支えたのである。

第2に、この金貨の輸出解禁条項は米国が提示した条約の草案にはなく、交渉の過程で日本が外国貨幣の国内自由通用と合わせて提案し、米国が受諾したため、日米修好通商条約の貨幣条項に盛り込まれたのである。その意味で、金貨流出の責めは徳川幕府が負うべきといえる。幕府が外国貨幣の国内自由通用という通常ではありえない措置を提案したのは同種同量原則に基づく内外貨幣の交換を有名無実化するためであり、そうした措置の実効性を担保するとともに金銀貨の自由輸入との平仄をあわせるべく金銀貨の輸出が解禁されたのである。幕府は洋銀1ドル100枚＝一分銀311枚という交換価格は米国の強硬な主張で受け入れざるを得なくなった不当なものとして捉え、この条件での内外貨幣の交換を回避したかったからである。また、日米修好通商条約の貨幣条項では幕府による邦貨への交換保証が開港後1年に限定されたため、1年後の供給保証の終了とともに内外貨幣の交換価格は時相場に移行した。

第3に、金貨の流出を未然に防止するには、徳川幕府は修好通商条約締結に際し米国が提示した貨幣条項草案を第3項の日本人による外貨建て債務の外貨支払いおよび外貨保有の容認規定を除いて受諾し、金貨の輸出禁止条項を存置するべきであった。その場合、10%という一分銀と洋銀との品位格差を考慮すると、同種同量の原則に基づく交換により日本が不利となって損失負担を余儀なくされるという側面は残る。しかし、6%の改鑄費徴収で品位格差に起因する交換損失の過半は補償される。このように米国草案に盛り込まれた金貨の輸出禁止条項を存置しておけば、海外投機家による国境を跨いだ価格裁定取引は完成しなくなるため、金貨の大量流出の途を制度的に閉じることができたのである。

その一方で、徳川幕府が日米修好通商条約の貨幣条項に関する交渉に際し外国貨幣の国内通用や金銀貨の輸出解禁を持ち出した事由などについては詰めるべき論点がなお残っているのも否定できない。これらについては今後、改めて検証することにした。